

香芝市体育施設をご利用の皆さまへ

総合体育館（本館・サブ館・トレーニング室・各会議室） 料金の改定について

香芝市ではこの度、市内各施設の利用に際し、受益者負担の適正な運用を図り、消費税増税や、昨今の社会情勢にも対応するためにも、料金改定を行いました。それに伴い、当総合体育館も令和6年4月1日以降の申し込み分より、下記の通り変更いたします。事情ご理解いただきます様、宜しくお願い申し上げます。

1. 各施設の料金及び冷暖房費について

区分		9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:30	19:30~ 22:00
本館	全面使用	円 3,000	円 3,000	円 3,000	円 3,000	円 4,200	円 4,200
	2分の1使用	1,500	1,500	1,500	1,500	2,100	2,100
	3分の1使用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400
	6分の1使用	500	500	500	500	700	700
	冷暖房費	1区画（6基稼働）270円/1時間					
サブ館	全面使用	700	700	700	700	900	900
	2分の1使用	350	350	350	350	450	450
	冷暖房費	220円/1時間					
トレーニング室	1人1回につき150円						
第1会議室	300	300	300	300	350	350	
第2会議室	450	450	450	450	550	550	
第3会議室	150	150	150	150	150	150	
会議室冷暖房費	150円/1時間						

2. 市外料金の取り扱いについて

料金改定に伴い、市外料金の取り扱いにつきまして、下記の通り変更いたします。

【現在】『市民以外の方が1名』でも利用される場合、市外料金



【改正】（令和6年4月1日申込分より適用）

(1)申請者が市内在住（在勤・在学含む）の方以外の方の場合

(2)利用者のうち、市内在住の方が半数に満たない場合

上記、(1)(2)のいずれかに該当する場合、市外料金となります。

（例）利用者10名中、6名が市内在住以外の方（他4名は市内の方）の場合は、市外料金